

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】2
- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局地域・人づくり部生涯学習総合センター】3
- 指定地域密着型サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】4
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】5
- 徴収事務の委託（2件）【産業経済局総務政策部産業政策課】6
- 収納事務の委託（3件）【市民文化スポーツ局自然史・歴史博物館普及課】8
- 徴収事務の委託【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】12
- 徴収事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部保育課】13
- 徴収事務の委託（4件）【建設局公園緑地部公園管理課】14

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】18
- 特定調達契約の相手方の決定【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】19

北九州市告示第175号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、し尿処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年4月12日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
一般社団法人北九州市環境保全協会	北九州市若松区南二島五丁目1番16号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

北九州市告示第176号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立生涯学習総合センター等における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年4月12日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受託者		委託期間
	名称	住所	
北九州市立生涯学習総合センター	北九州ビルメンテナンス協同組合	北九州市小倉北区紺屋町4番6号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
北九州市立門司生涯学習センター			
北九州市立小倉南生涯学習センター			
北九州市立八幡東生涯学習センター			
北九州市立八幡西生涯学習総合センター			
北九州市立戸畑生涯学習センター			
北九州市立門司生涯学習センター大里分館			
北九州市立小倉南生涯学習センター北方分館			
北九州市立八幡東生涯学習センター尾倉分館			
北九州市立八幡西生涯学習総合センター折尾分館			
北九州市立婦人会館			
北九州市立若松生涯学習センター	共同企業体 グループA 2K 代表企業 朝日建物管理株式会社九州支店	北九州市小倉北区室町一丁目1番1号	

北九州市告示第177号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月12日

北九州市長 北 橋 健 治

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40904 00690	デイサービス 高尾荘	北九州市小倉北 区高尾二丁目5 番7号	株式会社Ca re Lan d	令和4年 4月1日
40905 00705	ちっこに～に よ	北九州市小倉南 区津田二丁目6 番1号	東和ビルド株 式会社	令和4年 4月1日
40907 00974	デイサービス 晋	北九州市八幡西 区上上津役三丁 目5番18号	合同会社晋	令和4年 4月1日
40903 00197	リハビリ特化 型デイサービ ス ケンシン	北九州市戸畑区 沢見二丁目6番 6号	有限会社憲心	令和4年 4月1日
40903 00205	リハビリ専門 デイ アクテ ィブホーム	北九州市戸畑区 浅生三丁目2番 20号	合同会社ライ フ	令和4年 4月1日

北九州市告示第178号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40705 04776	上田恵亮デイサービス葛原	北九州市小倉南区葛原本町一丁目1番11号	医療法人仁風会	令和4年 3月31日

2 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40702 00227	デイサービスセンター ライフポート若松	北九州市若松区藤ノ木二丁目1番22号	社会福祉法人若松ライフ研究所	令和4年 3月31日

3 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40707 01026	ふれあいの家 桃園	北九州市八幡西区陣山一丁目1番11号	第一ケアサービス株式会社	令和4年 3月31日

北九州市告示第 1 7 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立商工貿易会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州商工会議所	北九州市小倉北区紺屋町 1 3 番 1 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第180号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、地域総合整備資金の貸付金の償還金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年4月12日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
一般財団法人地域総合整備財団	東京都千代田区麴町四丁目8番1号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

北九州市告示第181号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における駐車場使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月12日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九メンテ協同組合	北九州市小倉北区下 到津二丁目7番6号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日 まで

北九州市告示第182号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における観覧券売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月12日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社パソナ安川ビ ジネススタッフ	北九州市八幡西区黒崎 三丁目2番8号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日ま で

北九州市告示第183号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月12日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
KNT-CTホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
株式会社日本旅行	東京都中央区日本橋一丁目19番1号	
東武トップツアーズ株式会社	東京都墨田区押上一丁目1番2号	
名鉄観光サービス株式会社	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号	
広交観光株式会社	広島市西区三篠町三丁目14番17号	
株式会社たびまちゲート広島	広島市中区胡町3番19号	
宇部市交通局	山口県宇部市大字善和203番地90	
株式会社防長トラベル	山口県周南市有楽町23番地	
西鉄旅行株式会社	福岡市中央区薬院三丁目16番26号	
堀川トラベルサービス株式会社	福岡県八女市本村347番地1	
祐徳旅行株式会社	佐賀県鹿島市大字高津原4078番地の1	
祐徳自動車株式会社	佐賀県佐賀市駅前中央三丁目1番6号	
株式会社西肥バス旅行社	長崎県佐世保市白南風町8番17号	
大分交通株式会社	大分県大分市新川西一丁目3番15号	
株式会社石見観光	島根県益田市駅前町17番2号	
長崎県営バス観光株式会社	長崎県長崎市大黒町3番1号	
九州産交ツーリズム株	熊本市中央区花畑町4	

式会社	番 3 号	
株式会社阪急交通社	大阪市北区梅田二丁目 5 番 2 5 号	
長崎バス観光株式会社	長崎県長崎市滑石四丁 目 6 番 3 3 号	
西日本観光旅行株式会 社	北九州市小倉北区京町 三丁目 1 4 番 1 1 号	
株式会社イワミツアー	島根県益田市幸町 2 番 6 3 号	
株式会社オリオンツア ー	東京都中央区東日本橋 三丁目 1 0 番 6 号	
株式会社ヒューマング ループ	長崎県佐世保市早苗町 6 9 7 番地 1	
株式会社ジャンボツア ーズ	沖縄県那覇市久茂地二 丁目 1 5 番 1 0 号	
大和リゾート株式会 社 A c t i v e R e s o r t s 福岡八幡	北九州市八幡東区枝光 一丁目 1 番 1 号	令和 4 年 4 月 1 日から 同年 9 月 3 0 日まで

北九州市告示第184号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立西部斎場における使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年4月12日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
イージス・グループ有 限責任事業組合	三重県四日市市朝日町 1番4号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日ま で

北九州市告示第185号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立第1緑地保育センター及び北九州市立第2緑地保育センターの親子宿泊事業における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年4月12日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
社会福祉法人北九州市福祉事業団	北九州市八幡東区中央二丁目1番1号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

北九州市告示第186号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立老松球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年4月12日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
朝日建物管理株式会社 九州支店	北九州市小倉北区室町 一丁目1番1号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

北九州市告示第187号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立萩ヶ丘球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年4月12日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
コナミスポーツ株式会社	東京都品川区東品川四丁目10番1号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

北九州市告示第188号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立岡田球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年4月12日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野 二丁目11番1号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

北九州市告示第189号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立大池球場における照明設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年4月12日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野 二丁目11番1号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

北九州市公告第 2 1 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 4 年 4 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市若松区東二島一丁目 2 1 7 番 1 及び 2 1 7 番 9 から 2 1 7 番 1 6 まで	北九州市小倉北区明和町 9 番 1 号 株式会社海王 代表取締役 竹下晃平
北九州市門司区泉ヶ丘 5 番 2 及び 5 番 4 0 から 5 番 4 6 まで	大阪市北区大淀中一丁目 1 番 8 8 号 積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井嘉浩

北九州市公告第 2 1 9 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 4 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
令和 4 年度団体内統合宛名システム運用・保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 4 年 3 月 2 4 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
富士通 J a p a n 株式会社北九州支店
北九州市小倉北区室町一丁目 1 番 1 号
- 5 契約金額
3, 8 2 0 万 7, 4 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため